



南のかぜだより

*** 第9号 ***
2019年 夏号
発行 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ

皆様のおかげでNPO 法人開設から6年が経過いたしました。
運営体制や財政状況も安定し、これからも地域の中で信頼される法人として
成年後見制度を柱として権利擁護の推進に寄与していきたいと思ひます。

**この度、3人目の理事長となりました大輪典子です。これからも法人後見活動と合わせて、
権利擁護講座や講演会を通して地域に根差した活動をしていきたいと思ひます。**

法定後見受任件数は30 数件になりました。現在の会員数は26人です。

成年後見制度の後見人を個人ではなく法人にお願いしたいという方は多く、
地域のなかで活動できる会員を一人でも多く増やしていくことが課題となっています。

ますます、身近な地域で支えあう仕組みが必要となります。

成年後見人も、身近にいて、地域のことをよく知っていて、そして
本人と一緒に考えてくれる人であることが大切です。

一步一步着実に地域の中で活動を続けていきたいと思ひます。今後ともよろしくお願ひいたします。



第6回 2019 年定期総会報告

5月26日(日) 稲城市立Iプラザにて開催されました。提出議案全てが承認され、新理事長に大輪典子、副理事長に大熊敏子・大島祐子が選任されました。

総会后、東京社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ東京業務執行理事 熊倉千雅氏を講師に迎え「成年後見制度利用促進の現状について」の勉強会が開催されました。

【2018 年度事業報告と 2019 年度事業目標】

◆2018 年度は後見業務実施にあたり、当法人独自のガイドラインを作成しました。また前年度に引き続き、地域に生きる誰もが「生きていて良かった」と思える地域づくりを理念に活動方針を定め、地域の方々や支援機関の皆様との連携強化に努めながら活動を展開し着実に活動成果を上げてまいりました。

◆2019 年度は次の4つの事業方針を定め、地域づくりにさらに貢献していきます。

- 1) 法人運営の財政的安定化
- 2) 地域後見人(市民後見人)の育成
- 3) 地域の各機関、団体等との協働事業の促進
- 4) コンプライアンスの遵守と会員の研修



講演会

メリットを感じる

成年後見制度とは？

講師・赤沼康弘 弁護士

成年後見制度は

どのように変わらなければいけないのか…？

誰もが利用しやすい

成年後見制度にするために、地域にどのような仕組みづくりが必要か…？

地域で考える機会となればと企画しました。



《講師プロフィール》

弁護士（東京弁護士会）、19

77年弁護士登録

東京弁護士会高齢者・障害者

総合支援センター「オアシス」

の設立に深くかかわり、東京

弁護士会、日本弁護士連合会

の高齢者・障害者の権利に関

する特別委員会委員長を歴任

日本成年後見法学会副理事長
同学会成年後見制度改正研究
委員会委員長 立川市社会福
祉協議会あんしんたちかわ運
営委員会の委員 長東京社会
福祉士会の理事

日時：令和元年10月12日（土）
講演開始14:00～16:00 開場13:30～
（個別相談16:00～17:00）
会場：稲城市地域振興プラザ4F
〒206-0802 東京都稲城市東長沼2112-1
（稲城市役所・稲城消防署そば）
募集：100人（参加費無料）申し込み順で受け付けます。
申込：特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ
TEL/FAX 042-379-8485（担当：矢島・大道）

講演会終了後、

個別相談を受け付けます。

個別相談のある方は、

あらかじめご連絡ください。

（要事前申し込み）

後見制度支援預金を 御存じですか？

後見支援預金とは、被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、日常的に使用しない金銭を「後見制度支援預金」として別の口座で管理するしくみです。通常の預金と異なり、後見支援預金口座の入出金等や口座解約の取引には、裁判所が発行する「指示書」が必要で、それによって、財産管理の透明性が増し、不正使用を防ぐ仕組みになっています。親族の方々にも理解されやすい仕組みだといえます。また、メガバンクだけでなく信用金庫や信用組合に預金できますので、利用しやすくなっています。

法定後見制度または、未成年後見制度の被後見人の方を対象としていますので、被保佐人や被補助人、任意後見制度のご本人は利用することができません。

似たような制度に後見支援信託があります。信託との主な違いは①預入金額や期限に制限がない。②専門職後見人（弁護士・司法書士等）に限定されず、親族等後見人（家庭裁判所の判断による）の利用が可能です。

（廣田雅恵）



法律コラム

元公証人・弁護士 小田泰機

「配偶者短期居住権」とは？

改正相続法では、配偶者居住権とは別に配偶者短期居住権（以下「短期居住権」という。）が設けられています。相続開始時に被相続人の財産である建物に同居していた（無償で居住していた）配偶者は、一定の期間その建物（居住建物）に継続して無償で住むことができます。これを短期居住権といい、相続開始と同時に、配偶者はこの権利を取得します。配偶者居住権は、原則として遺贈あるいは遺産分割により取得されるのですが、短期居住権は相続が開始されると同時に当然取得される権利です。これは、配偶者が常に配偶者居住権を取得するわけではなく、また別の相続人あるいは第3者が遺言あるいは遺産分割で居住建物の所有権を取得することもあるため、近年のように配偶者が高齢の場合など、特に居住の保護の必要性が高いことから設けられたものと考えられます。短期居住権は、遺産分割により居住建物の帰属が確定した場合は、その確定の日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日、遺産分割以外で居住建物の取得者がいる場合（例えば遺贈）、その取得者から短期居住権の消滅の申し入れを受けた日から6か月を経過する日まで権利が存続します。この短期居住権と配偶者居住権が相まって近年における高齢の配偶者の居住の保護が図られているわけです。これで万全かどうかはケースによって異なるでしょうが、多くの場合は残された配偶者の住む家は確保されるのではないのでしょうか。

新会員の紹介

脳性麻痺による四肢機能障害の一人息子の親亡きあとを成年後見人に託そうと決断し、昨年末に多摩市社会福祉協議会に相談、私の思いに叶う後見人の紹介をお願い致しました。

一、当人は41才と若いので、「個人」ではなく「法人」による後見

二、「見守り」にも注力頂ける後見

三、女性による後見
「NPO法人ソーシャルネット南のかげ」を紹介され、本年5月家裁立川支部により「南のかげ」が成年後見人に選任されました。
託すだけでなく、法人活動の一助になりたいと思ひ会員登録を致しました。
(大西基之)

「つながりパークいなぎ2019」に参加して

6月23日(日)に稲城市地域振興プラザで開催された知的障がい児者・発達障がい児者、家族・支援者、関心のある人たちの交流会に今年も参加しました。4階「障がい者団体ブース」に出展、会員4名で会場参加者に事業内容を説明。また、会場舞台で短時間ながら活動内容の紹介機会が与えられ、音川会員が自分の思い

を繋いでいくことの大切さを体験をふまえ伝え、「わたしの物語をつむぐ明日へのノート」の紹介をすることができました。
(大熊敏子)

本 の 紹 介

新宿区
手をつなぐ親の会から



親の会では、米国のニュージャージー州の人権保護団体(GANT)が作成したハンドブックをもとに「26の権利」のハンドブックや事例集を作成しています。そして、この度、障がいのある本人に向けた「イキキ生きる、私の大切な権利」が作成されました。毎日の暮らしの中にある権利や自己決定のために必要な権利が、絵やわかりやすい言葉で示されています。興味関心のある方は、直接、新宿区手をつなぐ親の会のホームページにアクセスして申込みください。

その中の成年後見制度のページを紹介します。



「イキキ生きる私の大切な権利」の活用について、2019年3月14日に行われた講演会で大石剛一郎弁護士が発言から一部を抜粋して掲載させていただきます。

「成年後見人等」について、この冊子には、『支援を受ける権利』のひとつが例として、成年後見人等のことが書かれています。成年後見制度には、いろいろな意見や、さまざまな良い点・悪い点があります。成年後見制度が現実的に意思表明に対する良い支援になつていくかどうかはケースバイケースだと思ひますが、少ない道具として、ひとつの支援の道具に入れても良いように

ホットひと息 お金の話

社会福祉士・社労士・ファイナンシャルプランナー 音川敏枝

家族による財産管理・承継「家族信託」

～成年後見制度との違い

「家族信託」は、営利を目的とせず、継続反復しないで引き受ける民事信託の一種で、認知症や障がいにより判断能力が不十分になる前に、信頼する家族に財産を託し、管理してもらう制度。①財産を継ぐ人の順番を指定できる。②年金のように分割して受け渡しできる。③不動産の有効活用ができる等柔軟性のある制度だが、身上保護義務はない。だからこそ、財産を託される「受託者」を誰にするかがポイントとなる。

一方「成年後見制度」は、本人(成年被後見人等)の身上保護と財産管理(守る)が目的で、原則家や賃貸アパートなどの不動産を異なる資産(現金化等)に変えられず、金融商品の運用もできない。どちらが良いかは各家庭の財産状況や家族関係が異なる。判断能力のあるうちに、どんな準備をすれば大切な財産を守れるかの視点とコミュニケーション能力が今求められている。

思います。つまり、成年後見制度が常に現実的・具体的な意思表明支援になるとは必ずしも言いきれませんが、そのような支援を受ける権利が制度として保障されていることは有意義だと思ひます。知的障害・発達障害のある人が意思を表明するときに、『支援を受ける権利』が制度として一

が「大事にされる存在」だということに大きくつながっていると思ひます。」
以上、抜粋
私たち南のかげは、地域のNPO法人として、利用者にとって成年後見制度の利用促進を目的として、支えあう仕組みと制度利用の推進を考えたいと思ひます。
(大輪典子)

5つの生活場面の26の権利と責任

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人に関する権利 (Personal Right)、日常生活に関する権利 (Living Arrangement)、健康に関する権利 (Health Care)、生活力の向上に関する権利 (Work & Habilitation) 安全な環境に関する権利 (Safe Environment) の5つです。

第8番目は、日常生活に関する権利のMAIL (郵便) に関する権利です

Right: To send and receive unopened mail

To ask someone to help you read or write your mail if you need help

「未開封の郵便物を送り、受け取る権利 (誰からも開封されず、自由に郵便物のやり取りをする権利)」と「ヘルプが必要な場合、自分の郵便物を自分が読んだり、書いたりするのを手伝ってもらう権利」です。

Sample Responsibilities : To respect another person's right to send unopened mail

To respect another person's right to open and read his own mail

その責任の例として、「未開封の郵便物を送る個人の権利を尊重すること」、「他者が自分の郵便物を開いて読む権利を尊重すること」があげられています。

通信の秘密は日本国憲法によって保障された基本的人権です (憲法第21条、郵便法8条・9条)。誰からも干渉されない生活を保障し、また不利益から守られなければなりません。

たとえ親といえども、また成年後見人にも、本人宛の信書を開封する権限はありません。もし、本人が文字を読み、理解することができなくても、役所などから届く本人の申請書や通知などを本人が内容の理解や手続きが困難であっても、本人宛の郵便なので、封筒を見せ、開けていいか、本人の了解を得てから、開封し、どのような書類かを説明します。

また、本人の希望に沿う郵便のやり取りへの支援が求められています。例えば、本人がお世話になった人などに年賀状など季節の便りを送りたい時、本人が作った絵手紙や版画などに、自筆の名前を入れて送るなどの方法を本人と考える、本人宛の郵便物を一緒に読むなどです。私はこの権利を読み、本人に適する郵便のやり取りを支援することは、人と社会とのつながりを持つ大切なことであるということに気づかされました。(原 星子)

【一口メモ・柚子胡椒の作り方】

お肉やお魚のソテーや餃子にも合います!!

<材 料> ・青柚子大7~8個 ・青唐辛子 (辛口) 250g ・塩70g ・柚子果汁1~2個分

<作り方> 新鮮な柚子を使う。すりおろした皮と種を取った柚子と青唐辛子に塩を入れ、フードプロセッサーで滑らかになるまでつぶす。仕上がりが滑らかにならない場合は果汁を追加する。

2~3日寝かせれば出来上がり。

※旬な青唐辛子を夏に買って冷凍して、冬に新鮮な柚子で作るのがおすすめ!! (事務局 矢島)

編集後記

今までになく雨が深い梅雨を迎えた今年、東京は雨模様の日が続き、お日さまとはずっとご無沙汰でした。今日は本当に久々に青空が顔をのぞかせ嬉しい反面、ぐんと気温も上がり蒸し暑さもひとしお。これから夏本番を迎えそうな気配です。休息と栄養を十分に摂って夏を乗り切りましょう。あっ! 熱中症対策もお忘れなく。(小川)

会員募集中です。 あなたも会員に!

わたしたちの活動は、会員の会費に支えられています。

正 会 員 <入会金> 個人 10,000 円

<年会費> 個人 12,000 円

賛助会員 <入会金> なし

<年会費> 個人 3,000 円

団体 1口 10,000 円

特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ

〒206-0802

東京都稲城市東長沼 2100-1 サングレイス 208

TEL/FAX : 042-379-8485

Mail : minaminokaze@tritine.jp

URL : http://minaminokaze-social.net/

